

市も検討中と言われる

「市民活力創造プラザの指定管理者制度化」

「寄付金控除の対象となる NPO 法人の条例指定制度化」

について、NPO の立場から一緒に考えてみませんか？！

昨年、私たち NPO 法人千葉まちづくりサポートセンター（略称：ポーンセンター）は NPO 法人まちづくり千葉と共同で「市民活力創造プラザ」事業として「ちば市民自治げんき塾」を開催しました。その内容を踏まえて、ポーンセンターは今年 6 月に「千葉市『市民自治』に係る提言書」を千葉市長あて提出しました。

提言書の中で、

ちば市民活力創造プラザの委託のあり方を改善する

「協働」「市民自治」の対極にある現状の「公設公営一括下請け方式」を改め、公設公営嘱託委託方式か数次の指定管理者制度・委託契約とする。

条例申請認定 NPO を実現すべく、「地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等に関する条例」(仮称)を策定する。

ことを求めました。

一方、市は来年度に向けてプラザの指定管理者化、条例で指定することにより NPO 法人への寄付を促し、活動を支援する条例指定制度化を検討中と言われます。

当事者である NPO の立場から、「市民自治」の視点で、これらの課題について率直に意見交換し今後の対応について考えてみたいと思います。

ご参集ください。

日時：2013年8月31日(土) 13:30~16:30

会場：市民活力創造プラザ会議室(千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 9 階)

資料代：300 円

内容：

「ちば市民自治げんき塾」提言内容報告

市民活力創造プラザの指定管理者化と課題

条例指定 NPO 法人となるための基準

今後の取り組み

主催：NPO 法人千葉まちづくりサポートセンター

電話 043-241-1818 FAX043-239-6420